

## 延滞利息制度の導入に伴う最終保障供給約款の変更について

平素より、本庄ガス株式会社をご愛顧いただきまして心よりお礼申し上げます。

さて、このたび当社は、ガス料金の「早収・遅収料金制度」を2023年3月31日で廃止し、2023年4月1日を実施日として、よりお客さまにわかりやすい制度である「延滞利息制度」を導入いたします。それに伴いまして、最終保障供給に係る約款について、2023年4月1日に実施するものとして、関東経済産業局に届出を行いました。

この約款の変更につきまして、現行の「最終保障供給約款」2.(3)の定めに従い、本文書をホームページ等へ掲載すると共に、営業所等において変更後の約款の内容等を掲示することにより、約款の変更に係る周知といたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

ガス料金の支払い時期が異なる顧客間の公平を図るため。また、料金の早期支払いを促進するには1日ごとに延滞利息が増加する延滞利息制度を採用したほうが適切であると判断し、「最終保障供給約款」の内容を改めるものです。

#### 2. 変更の内容（主な変更）

- ・ガス料金の「早収・遅収料金制度」を廃止し、「延滞利息制度」を導入するため、約款上の「早収料金」「遅収料金」の表記を「料金」と改めるとともに、延滞利息の支払いについての文言を追加する。
- ・延滞利息の算定方法について規定するとともに、算定上の基準として支払期限日を支払義務発生日の翌日から起算して30日目へと改める。
- ・支払期限日の変更に伴い、供給停止に係る事由のうち、「支払期限日を経過してもなお料金のお支払いがない場合」を「支払義務発生日の翌日から起算して50日（支払義務発生日の翌日から起算して50日目が休日の場合は、その直後の休日でない日）を経過してもなお料金又は延滞利息のお支払いがない場合」へと改める。
- ・その他、約款の実施日等に係る形式的な変更。

この変更につきまして、ご意見、ご不明な点等がおありの場合は、下記までお問い合わせ下さい。

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目5番20号



本庄ガス株式会社

TEL 0495-24-2341（代表）